

# 亘理町 三十三間堂官衙遺跡

## 現地説明会資料



建物1・2(南から)

平成18年10月29日(日) 午後1時30分より

亘理町教育委員会

## 調査要項

調査原因：重要遺跡範囲内容確認調査

調査箇所：三十三間堂官衙遺跡 南地区 (亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山 地内)

調査主体：亘理町教育委員会

調査協力：宮城県教育委員会

調査面積：約 500m<sup>2</sup>

調査期間：平成18年9月4日～11月2日（予定）

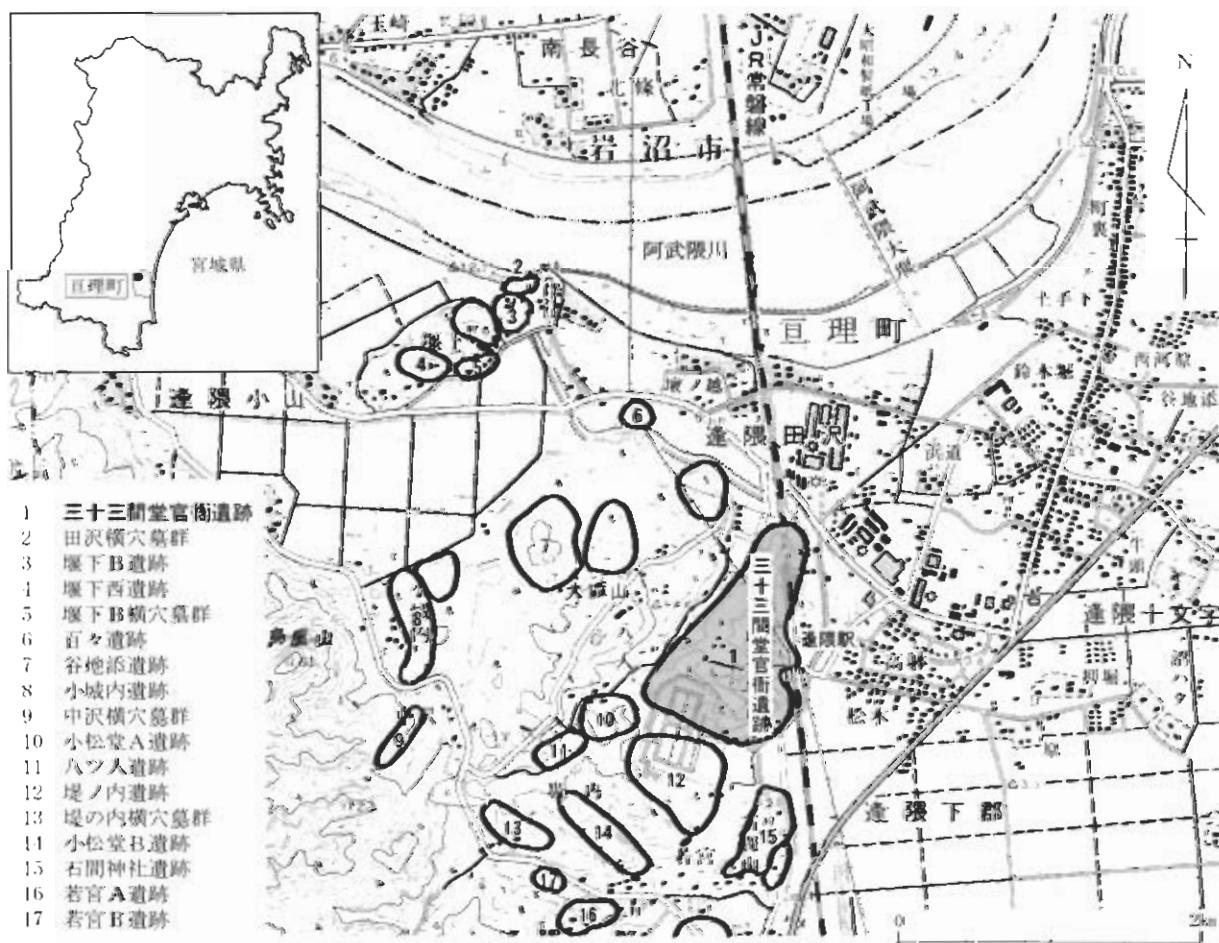
調査員：鈴木朋子（亘理町教育委員会生涯学習課）

三好秀樹・千葉直樹（宮城県教育庁文化財保護課）

## 調査経過

（確認調査）昭和61～63年 調査面積 約3,300m<sup>2</sup>・南地区・北地区の遺構確認  
(第1次5カ年計画)

年 次	調査期間	調査面積	調査内 容
1年次目	平成14年 11月11日～12月13日	約1,050m <sup>2</sup>	南地区土壇状の高まりの内容確認、北地区郡庁院南門等の確認。
2年次目	平成15年 9月16日～11月5日	約1,800m <sup>2</sup>	郡庁院正殿・南門等の建物、区画施設の配置・構造・変遷の確認。
3年次目	平成16年 10月4日～11月27日	約 900m <sup>2</sup>	郡庁院（北半）の建物、区画施設の配置・構造・変遷の確認。
4年次目	平成17年 7月19日～10月14日	約 800m <sup>2</sup>	郡庁院北東部・北西部の建物、東門、南西部区画施設等の確認。



第1図 遺跡の位置

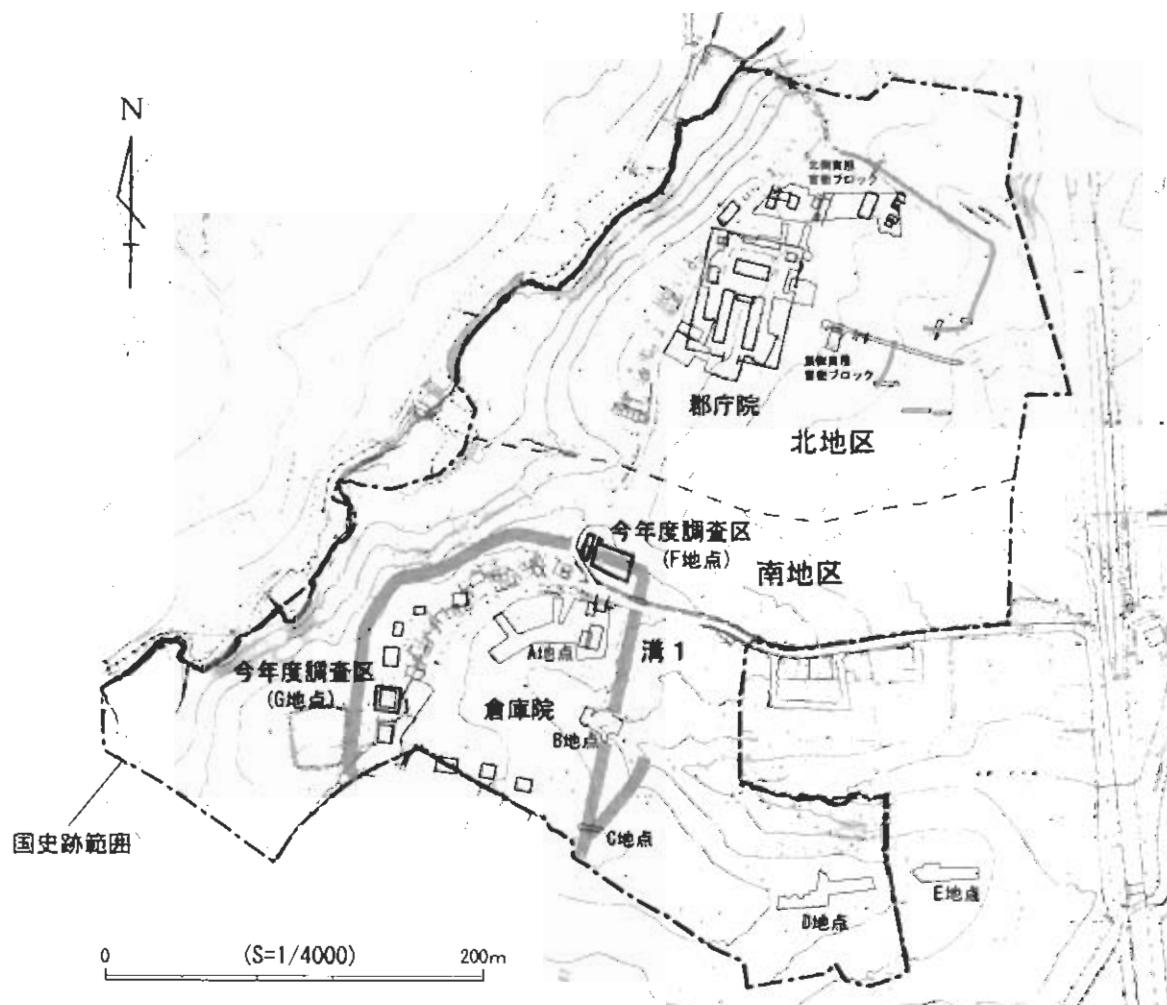
## 1. はじめに

さんじゅうさんげんどう かんが いせき わたりちょう おおくま しもごりあざつばきやま  
三十三間堂官衙遺跡は百理町逢隈下郡字椿山に所在します。遺跡はJR常磐線逢隈駅

の西側、標高約20~40mの丘陵東斜面に位置し、遺跡の範囲は東西約500m、南北約750m（約25ha）です（第1図）。丘陵の西側は急な崖になっていますが、東側は緩やかな斜面で、東側から入り込む沢によって遺跡は大きく北地区と南地区に分かれています。

本遺跡は古くから丘陵尾根の平坦部に礎石（註1）が並ぶことが知られており、寺院と関連する建物であるといわれていました。『安永風土記御用書出』（1779年・安永8）には「三十三間堂跡 野山之内右礎石之跡残居申候處由來並年月共ニ相知不申候」と記されています。

昭和61～63年(1986～1988年)に宮城県教育委員会が調査した結果、三十三間堂遺跡は平安時代前半(9～10世紀前半)の陸奥国亘理郡衙(註2)であることが分かりました。沢を挟んで北側は郡庁院(役所の中心となる施設)と2ヶ所以上の官衙ブロックからなる実務官衙域、南側は溝で一辺約150mの方形に区画し、礎石建ちの倉庫10棟と掘立柱建物が計画的に配置された倉庫院であることなどが明らかとなりました(第2図)(亘理町三十三間堂遺跡・1989年)。



第2図 遺跡全体図(国史跡指定範囲)と調査区の位置

これらの調査成果により遺跡の重要性が認められ、平成4年(1992年)に遺跡の約半分120,721m<sup>2</sup>が国史跡に指定されました。町では平成10年度までに指定区域の公有化を完了し、平成14年度から国庫補助事業として第1次5ヵ年計画による発掘調査を行っています。今後調査成果を踏まえ、遺跡の保護・環境整備、将来的な整備活用について検討していく予定です。

平成17年度までは北地区郡庁院の確認調査を行い、以下のことが明らかになりました。

- ・ 郡庁院の規模は南北約65m×東西約50mで、一本柱壇によって区画されており、南門（八脚門）と東門（四脚門）があつたことが分かりました。
- ・ 郡庁院を構成する主要な建物は、正殿、西脇殿、区画北辺に取り付く建物、北東・北西隅建物で、正殿と南門の間では柱穴の規模が小さい建物群を確認しました。
- ・ 郡庁院内の主要な建物は3時期から4時期の変遷があることを確認しました。また、北東・北西隅の建物や壇を中心に2時期目に火災に遭っていることも分かりました。過去の調査で郡庁院の北と東にある官衙ブロックの建物跡が9世紀後半に火災に遭っていることが確認されており、この火災と同一のものである可能性が考えられます。
- ・ 院の年代はおよそ9世紀前半頃から10世紀前半の平安時代前半頃と考えられます。

今年度は、南地区倉庫院の北東部と南西部に調査区を設け、倉庫院を区画する溝跡と倉庫跡と考えられる礎石建ち建物跡の規模や構造の確認を目的として調査を行っています（第3図）。

倉庫院は、これまでの調査によって幅2.0m程の溝で方形に区画され、10棟の総柱礎石建物の倉庫（正倉）が南北方向と東西方向にL字状に配置されていることが分かっています。これらの倉庫は、当時租税として徴収された稲穀を乾燥した状態で納めておくために高床式の建物であったと考えられています。

また、北東部では4棟の掘立柱建物跡が確認されており、これらは側柱建物であることから「屋」（註3）であると考えられています。この他、区画溝の東辺中央部は東から入り込んでくる沢により窪んでおり整地も行われていることから、門などはみつかつていませんが通路として利用されていた可能性が考えられます。

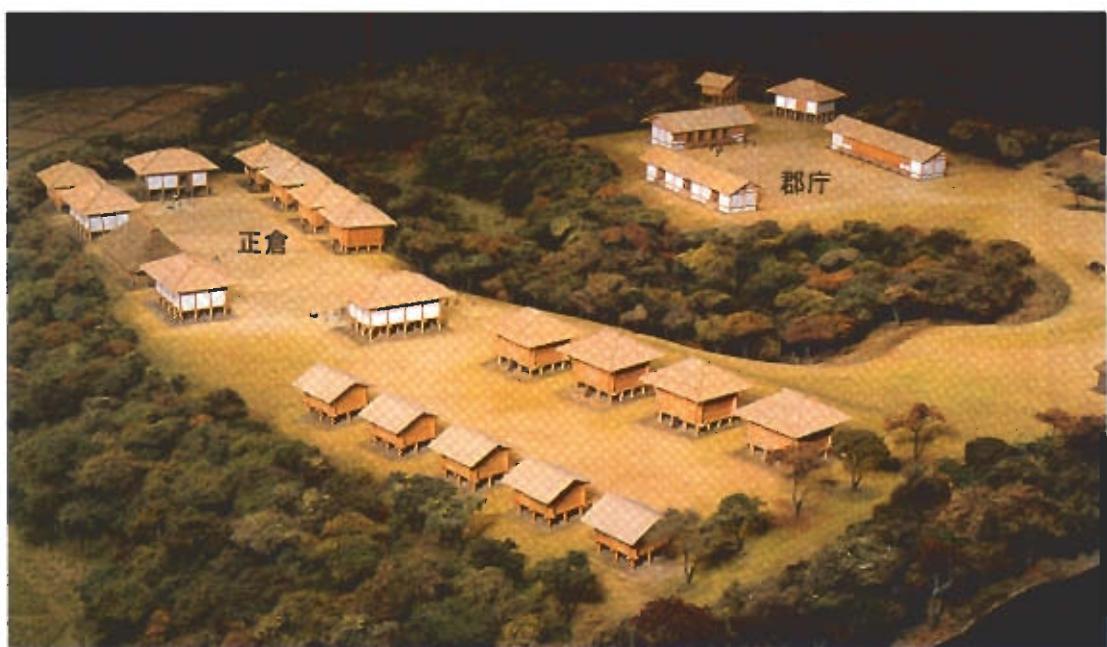
(註1) 建物の柱の沈下、腐敗を防ぐため柱の下に置いた石。

(註2) 古代陸奥国南部の直理郡を治めていた役所で、郡家または郡衙と呼ばれています。郡衙の重要な仕事の一つは税を徴収することだったため、郡衙には税として納められた米などを保管する倉庫群が特徴的にみられます。

(註3) 「屋」は廂や床束のない上間か床の低い建物であったと考えられます。



第3図 倉庫院全体図



(参考)長者原遺跡復元模型(横浜市歴史博物館) <推定武藏国都筑郡衙>

「律令国家の地方官衙－古代の役所圖－」 横木県立しもつけ風土記の丘資料館2002より転載。一部加筆修正。

## 2. 発掘調査の成果

今回の調査では倉庫院北東部の区画溝周辺の状況を確認するとともに、建物2（礎石建物）と過去に調査が行われている建物1の一部について、規模や構造を確認しました。

以下、おもな遺構について説明します。

### (1) F地点

#### 【溝1】区画溝

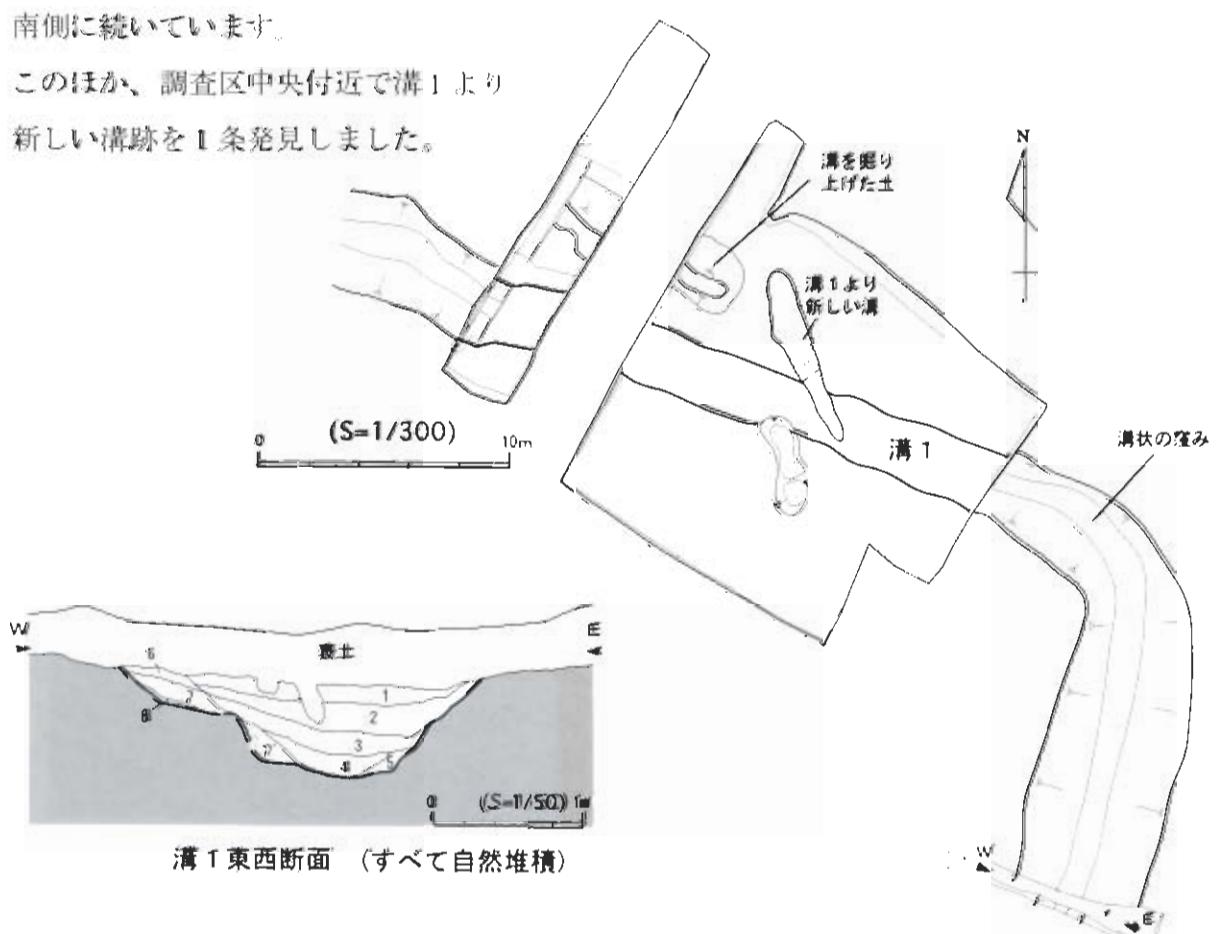
倉庫院北東部で、東西方向の区画溝を確認しました。調査区内で確認したところで、長さ約18m、幅約2.5mで、深さは一部掘り下げたところで60～100cmです。溝の作り替えは行われていません。

溝1は現況でも溝状の窪みとして確認することができ、調査区東端から約7m東にいったところで南に曲がっています。この溝状の窪みは、現在の道路によって切られていますが、さらに南側に続いています。

このほか、調査区中央付近で溝1より新しい溝跡を1条発見しました。



写真1 倉庫院の区画溝1（北西から）



第4図 三十三間堂官衙遺跡 F地点 平面図・断面図

## (2) G地点

### 【建物2】礎石建物跡

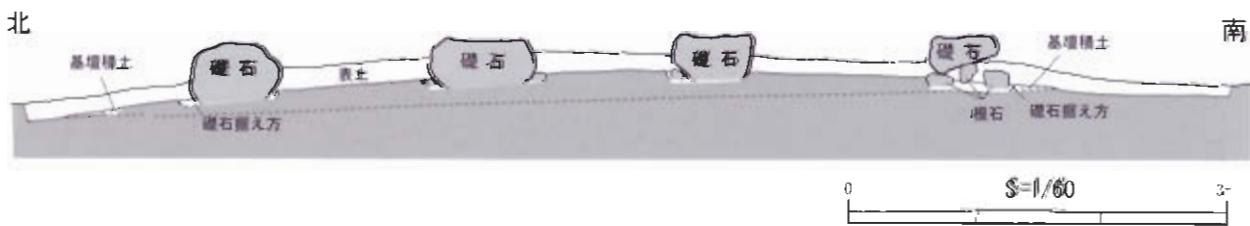
倉庫院南西部に位置し、建物1の北約10mにほぼ方向を同じくして建てられています。

南北（桁行）3間×東西（梁行）3間の南北棟で、総柱の礎石建物です。礎石建物には建替えや重複は認められず、掘立柱建物跡も同じ位置では確認できませんでした。

礎石の中央に柱が立っていたと想定すると、建物の規模は南北8.6m、東西8.0mで、南北の柱の間隔は東側柱列で北から2.9m・2.8m・2.8m、東西の柱の間隔は南側柱列で西から2.7m・2.7m・2.6mです。礎石はすべて残存しており、ほぼ原位置を留めているとみられます。



写真2 G地点 建物2(南から) \*中央の黄赤みの強い部分が基壇の残存部分



第5図 建物2南北断面

礎石は長径0.8~1.3mの安山岩の自然石を利用しており、床を支える中央の礎石は、屋根を支える側柱の礎石に比べやや小さいものを使用しています。礎石の下には径0.8~1.0mの据え穴が掘られており、礎石が沈むのを防ぐためや安定させるために敷いたり差し込んだりした根石(径20~40cm)も確認されました。

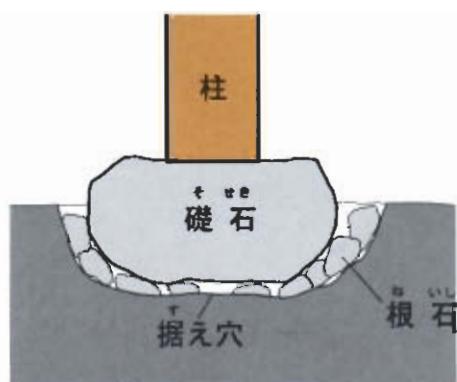
また、表土から20~30cm程下で旧表土上に造った基壇が残存していることを確認しました。基壇は倉庫などの建物を建てる場所の水はけを良くするために、土を積み上げて周囲より一段高くした土壇です。

#### 【その他】

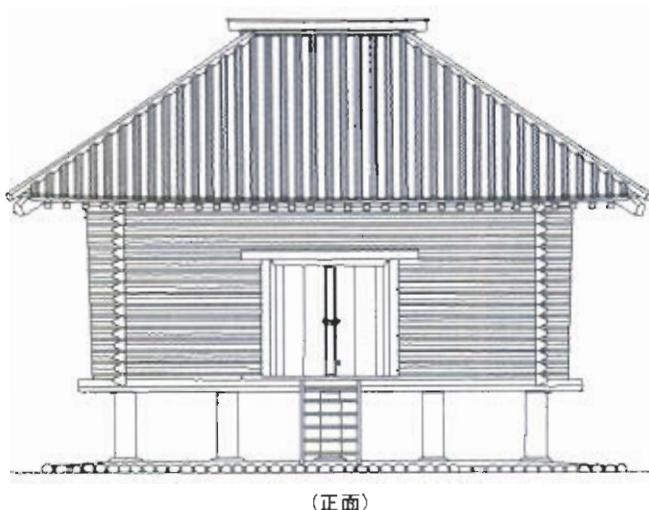
過去の調査でも確認されていますが、建物1の南東、建物2の南と東で焼土や炭化物を含む竪穴住居を確認しました。出土土器から弥生時代のものと考えられます。



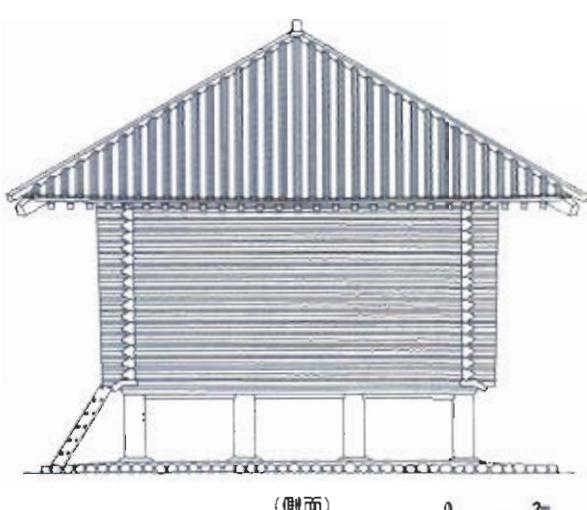
写真3 建物2の礎石と根石検出状況



第6図 紣石据え付け状況模式図



(正面)



(側面)

0 2m

#### (参考)榛沢郡家1号建物跡(高床倉庫)復元図

「古代の役所-武藏国榛沢郡家の発掘調査成果から-」(埼玉県)同町教育委員会2002より転載  
開拓期は2006年深谷市に合併。

### (3) 出土遺物

遺構確認中に出土した土師器、須恵器などの土器片と、鐵鏃などの鉄製品が少量あります。溝の掘られた時期や建物の建てられた時期を推定できる遺物は発見されませんでした。

## 3. まとめ

今回のおもな調査成果は以下のとおりです。

- (1) 倉庫院の区画溝1は北東部では途切れることなく、郡庁院南門から延びる通路跡や門跡も発見されませんでした。
- (2) 建物2（礎石建物）は礎石の下に据え穴と根石を確認し、建物1と同様に基壇上に建てられていることが分かりました。基壇は、掘り込み地業などは行われず、地山や旧表土上に直接積み上げられたと考えられます。また、同じ位置に掘立柱建物は発見されず、礎石建物の建て替えについては確認されませんでした。  
建物1が建てられていた場所でも掘立柱建物は検出されていないことから、礎石建物と同じ位置に掘立柱建物は建てられなかったと考えられます。
- (3) 今回の出土遺物からは建物や溝の時期を特定することはできませんでしたが、遺構確認面で出土した遺物や過去の調査で出土している遺物の年代からこれまで通りおよそ平安時代前半頃と推定されます。

付表 日理郡(亘理郡)に関する古代史年表

西暦	和暦	記事	文献
7世紀		思(日理の誤りか)の国造を任命したとされる。	先代旧事本紀
718	養老2	陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・日理、常陸国の菊多の6郡を分けて石城国を設	続日本紀
719	養老3	石城国に駅家10ヶ所を設置する。	続日本紀
720	養老4	陸奥・石背・石城国の調庸・租を減免し、出羽国などから動員された兵などの調庸と所属の戸の租を免除する。	類聚国史
752	天平勝宝4	陸奥国多賀郡以北の諸郡は、調庸として黄金を納め、以南の諸郡は調庸としてこれまで通り布を納める。	続日本紀
769	神護景雲3	陸奥国日理郡の豪族、外從七位上宗何部池守等3人が湯坐日理連の姓を与えられる	続日本紀
785	延暦4	名取以南14郡は塞より遠すぎて危急の時に間に合わないので、これまで統領の人を置かず多賀・階上2郡を仮において人兵を国府に足らしめようとしてきたが、これからは官員を置いて両郡を真郡とする。	続日本紀
797	延暦16	陸奥国日理郡の豪族、五百木部黒人が大伴日理連の姓を与えられる。	続日本紀
810	大同5	刈田以北の近郡の稻を軍糧にあて、信夫郡以南の遠郡の稻を公麻にあててきたが……	類聚三代格
811	弘仁2	陸奥国の海道10駅を廃止し、長有・高野駅を設置する。	日本後紀
866	貞觀8	陸奥国内には鹿嶋大神の苗裔神38社があり、日理郡には2社ある。	日本三代実録
905	延喜5 (着手)	延喜式 ○神名式 陸奥国100座	延喜式

日理郡4座 並小

鹿嶋伊都乃比氣神社 鹿嶋緒名太神社 安福河伯神社 鹿嶋天足和氣神社

○民部式 東山道・陸奥国大田

……伊具、日理、宮城……

931~938 承平年間 和名類聚抄 陸奥国 和名類聚抄

日理郡

(郷名)坂本・菱沼(比之奴方)・日理(和多利)・坂芥・望多(万守多)

1047	永承2	興福寺僧房の再建費用を、陸奥国の時貞・家政・経清(。E.)らを含む五位以上の藤原氏に割り当てる。	造興福寺記
1051	承和6	前九年合戦。陸奥守藤原登任らが安倍頼良を攻めるが、鬼切部で敗れる。	陸奥話記
1058	天喜5	安倍貞任らが勢力を強め、藤原経清は衣川閑の南に出て徴税を行なうが、源頼義はこれを抑止できない。	陸奥話記
1062	康平5	源頼義・清原武則軍が厨川柵を攻め落とす。戦死した安倍貞任と、斬首された藤原経清の首がさらされる。安倍宗任は逃走するが、数日後に降伏する。	扶桑略記
1189	文治5	奥州合戦。東海道軍が逢隈湊で阿武隈川を渡り、大手軍に合流する。	吾妻鏡

註)藤原経清は、陸奥国の有力者である安倍氏と婚姻関係を結んだ人物。中央貴族の藤原氏出身で、亘理權あるいは亘理權守と称されることから、亘理地方を本拠地としていたと考えられている。

(訳文引用・参考文献: 青森県教育委員会: 2001、佐藤: 1982、樂館町教育委員会: 1983)